

宮崎県

漁 港 番 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ タ ー 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	備 考
4810010	都農	ツノ	1	児湯郡都農町	宮崎県	都農町		○			S26.9.7		
4810020	富田	トダ	1	{ 児湯郡新富町 宮崎市	宮崎県	{ 新富町 一ツ瀬					S28.12.28	H24.7.5	
4810030	野島	ノシマ	1	宮崎市	宮崎県	宮崎市		○			S39.1.22		
4810040	鶯巣	オオサ	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S39.1.22		
4810050	富士	フ	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S39.1.22		
4810060	宮浦(鵜戸)	ミヤウラ(ウト)	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S39.1.22		
4810070	鵜戸	ウト	1	日南市	宮崎県	日南市		○			S29.10.30	S40.1.12	
4810080	夫婦浦	メトウラ	1	{ 日南市 串間市	宮崎県	{ 外浦 串間市東		○			S39.1.22	H21.3.30	半島
4810090	市木	イチキ	1	串間市(築島)	宮崎県	串間市東		○			S29.10.30	S38.2.14	離島 半島
4810110	本城	ホンジョウ	1	串間市	宮崎県	串間市		○			S26.9.7		半島
4810120	福島高松	フクシマタカマツ	1	串間市	宮崎県	串間市		○			S28.12.28		半島
4820010	川南	カミナミ	2	児湯郡川南町	宮崎県	川南町		○			S26.9.7		
4820020	青島	アオシマ	2	宮崎市	宮崎県	宮崎市		○			S26.9.7	S39.1.17	
4820030	大堂津	オオドウツ	2	日南市	宮崎県	日南市		○			S26.9.7	H21.3.30	
4820050	南浦	ミナウラ	2	延岡市	宮崎県	{ 延岡市 延岡		○			S29.10.30	S40.1.12	
4820060	都井	トイ	2	串間市	宮崎県	{ 串間市東		○			S28.12.28		半島
4830010	島野浦	シマノウラ	3	延岡市(島野浦島)	宮崎県	島浦町		○			S27.7.29	S61.11.17	離島
4830020	土々呂	トロ	3	延岡市	宮崎県	延岡市		○	○		S28.12.28	S45.5.29	
4830030	門川	カドガワ	3	東臼杵郡門川町	宮崎県	{ 門川 庵川		○			S26.9.7	H1.4.17	
4830040	油津	アブラツ	3	日南市	宮崎県	{ 日南市		○	◎		S26.9.7	S32.3.23	
4830045	目井津	メイツ	3	日南市	宮崎県	南郷		○			S27.12.29	H21.3.30	半島
4840010	北浦	キタウラ	4	延岡市	宮崎県	北浦		○	○		S26.9.7	H18.2.20	
4840020	宮之浦	ミヤノウラ	4	串間市	宮崎県	串間市東		○			S27.7.29	H6.2.7	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。